

自動車保険を解約されるお客さまへ

これまで自動車保険をご契約いただき、誠にありがとうございます。

さて、ご契約を解約される際にご注意いただきたい点につきまして、ご案内いたします。

重要な情報が記載されていますので、必ずお読みくださいますようお願い申し上げます。

1 未払込保険料の請求について～解約後、請求させていただく場合があります～

ご契約の解約にともない、解約日までの期間に応じてお支払いいただく保険料のうち、未払込分がある場合には、解約のお手続時に請求させていただくか、以下の方法により、後日、未払込保険料を請求させていただきます。

<口座振替でご契約のお客さま> → 指定口座に請求させていただきます。

<クレジットカード払(登録方式)でご契約のお客さま> → ご登録のクレジットカード会社に請求させていただきます。

※未払込保険料の有無や口座振替またはクレジットカードによる払込みの可否等詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

- 保険料払込方法が口座振替のご契約を解約される場合、解約のお申出のタイミングやお手続状況^(注)等によっては口座振替を停止できず、支払いいただく保険料以上の保険料が引き落とされる場合があります。その場合は、**口座振替の翌月下旬に当社から指定口座に保険料を返還いたします**ので、何卒ご容赦ください。

(注)自動車保険変更届出書(兼明細書)の記載内容に誤りや記載漏れ等があり、正しいご依頼をいただくのが遅れた場合などが該当します。

<保険料一般分割払契約を解約した場合の口座振替の例>

始期日が7月1日のご契約(初回保険料口座振替特約と保険料一般分割払特約をセット)を10月20日に解約された場合

経過期間は4か月になりますので4回分の保険料をいただく必要がありますが、解約日時点では3回目、4回目の保険料はまだいただけておりませんので、未払込保険料を10/26(3回目)、11/26(4回目)に口座振替により、振り替えさせていただきます。

！ 解約日(10/20)における未払込保険料は10/26(3回目)、11/26(4回目)に口座振替により振り替えさせていただきます。



2 中断制度について～解約後、新たに締結していただくご契約に等級を引き継ぐ場合があります～

保険期間の途中で「ご契約のお車の廃車」「記名被保険者の重度傷病による運転不能」や「記名被保険者の海外渡航」等の理由によりご契約を一時的に中断した場合は、中断証明書の発行をお申出^(注1)いただくことにより、ご契約の中断制度をご利用いただけます。

中断後の新たなご契約が一定の条件を満たす場合は、中断証明書に基づく等級および事故有係数適用期間が継承されます。^(注2)^(注3)詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。なお、**ご契約の満期日または解約日の翌日から起算して5年以内に、中断証明書の発行について取扱代理店または当社へのお申出がない場合には、この制度をご利用いただけません**のでご注意ください。

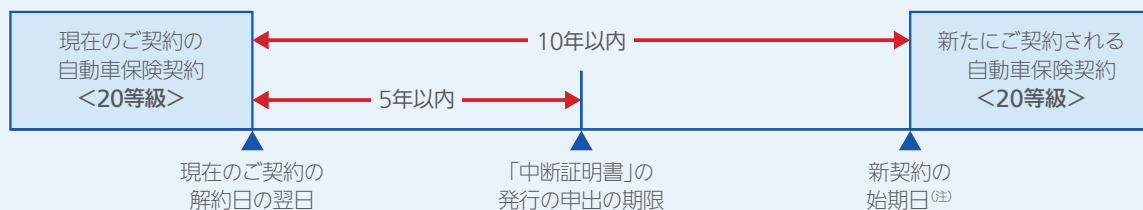
(注1)中断証明書の発行に際して「登録事項等証明書」などの確認書類のご提出が必要となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

(注2)新たなご契約に際しては、お車の新規取得等一定の条件があります。

(注3)新たなご契約を他の保険会社でご契約いただく場合は、取扱いが異なることがありますので、それぞれの保険会社にお問合せください。

●(例) 現在ご契約の自動車保険の保険期間が1年、等級が20等級の場合

たとえば、保険期間が1年のご契約(保険期間中無事故)を保険期間の途中で解約し、「ご契約のお車の廃車」を理由に中断証明書の発行をお申出いただいた場合、中断後の新たなご契約の等級、事故有係数適用期間は中断されるご契約と同一の等級、事故有係数適用期間となります。



(注)中断事由が「ご契約のお車の廃車」の場合、新たなお車の取得日の翌日から「1年以内」の日を始期日としてご契約いただく必要があります。

3

解約後の補償の見直し

！ 特にご注意ください

ご契約のお車に搭乗中以外の事故等を補償する以下の特約をセットされたご契約を解約される場合、お客さまが所有されている他のお車に搭乗中の事故等や日常生活上の事故に対する特約の補償がなくなることがあります。以下に沿って解約後の補償の見直しを行ってください。

(1) 解約されるご契約に以下の特約がセットされていますか。

- 日常生活賠償特約 □日常生活賠償特約(保険金額・無制限)
- 自動車事故特約 ○交通乗用具事故特約 ●自転車賠償特約
- 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 ●弁護士費用(自動車事故型)特約
- 弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 □弁護士費用特約
- ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ●ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約
- ◇ファミリーバイク(人身傷害あり)特約 ◇ファミリーバイク(人身傷害なし)特約
- 自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約

※ ◇は2017年3月31日以前、□は2018年12月31日以前、○は2020年12月31日以前の始期契約の特約です。

(2) 複数のお車のご契約のうち、1契約のみを解約される場合ですか。

はい

他のお車のご契約をご確認いただき、補償がなくなる場合は、そのご契約にこれらの特約をセットすることで、補償を継続できます。

いいえ

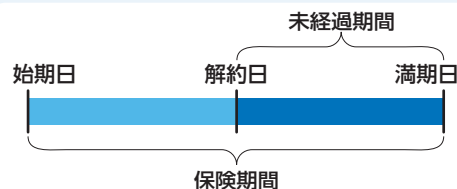
ケガの保険やすまいの火災保険に同様の特約をセットできる場合があります。取扱代理店または当社までお問合せください。

4

解約返れい金～原則として日割相当額よりも少なくなります～

解約日から満期日までの期間(未経過期間)に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間に対する日割相当額よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は既に払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。

※解約のお申出のタイミング等によっては、解約返れい金がない場合もあります。



5

他の保険会社に切り替えられる場合～お早めにお手続きください～

ご契約を解約され、他の保険会社で新たに自動車保険をご契約いただく場合は、新たなご契約の始期日と当社契約の解約日を同日にしてください。

！ 新たなご契約の始期日が当社契約の解約日より前または解約日の翌日から起算して8日目以降となる場合は、解約されたご契約の等級・事故有係数適用期間(保険料の割引・割増)を新たなご契約に継承できなくなることがありますので、ご注意ください。

※ 解約されるご契約の等級が1～5等級の場合等、取扱いが異なることがあります。詳細については、それぞれの保険会社にお問合わせください。

●このチラシは、自動車保険を解約される場合の注意点を説明したものです。ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問合わせください。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス) こちらから
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/> アクセスできます▶
(お客さまデスク) 0120-632-277(無料)

